1. 件名:東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る 使用前事業者検査の実施方針に関する面談

2. 日時:令和2年7月27日 16時10分~17時10分

3. 場所:原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門 上田上席原子力専門検査官、平井上席原子力専門検査官、 平川主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス(株)

原子力設備管理部 設備技術グループ グループマネージャー 他15名

5. 要旨

- ○東京電力ホールディングス (株) から、柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係わる使用前事業者検査の実施方針について、資料に基づき説明を受けた。
 - ・設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)の認可前であるが、201 9年12月25日の原子力規制委員会での議論を踏まえ、8月中旬頃から 使用前事業者検査を進める予定。
 - ・検査の判定基準は設工認であることから、認可後に設工認との整合性を評価し検査結果を判定する。
- 〇原子力規制庁は、チーム検査を実施するにあたり必要となる使用前事業者検 査の全体スケジュール及び対象施設の重要度が判断できる資料を提示するよ う求めた。

また、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施することとしていることから、使用前事業者検査終了時期と訓練実施時期との整合性について整理するよう求めた。

○東京電力ホールディングス(株)からは了解した旨の回答があった。

6. その他

資料:柏崎刈羽原子力発電所7号機 新規性基準適合のための設工認に係る使用前事業者の実施方針について